二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ　二以下　十七万七千八百円

ロ　二・五以上三・五以下　八万八千九百円

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ　その者の前年分（一月から五月までの間にあっては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。以下同じ。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあっては、前々年度分）の道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。）及び森林環境税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ　（略）

2　（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の四　法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ　その者の前年分（一月から五月までの間にあっては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあっては、前々年度分）の道府県民税、市町村民税及び森林環境税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二第一項第四号及び第十八条の四第一項第三号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ　二以下　十七万三千百円

ロ　二・五以上三・五以下　八万六千五百五十円

（法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の二　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ　その者の前年分（一月から五月までの間にあっては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による合計所得金額をいう。以下同じ。）から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額（同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。）並びにその者の前年度分（四月及び五月にあっては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。）の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ　（略）

2　（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の四　法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額（イに掲げる額の十分の七に相当する額がロに掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額）

イ　その者の前年分（一月から五月までの間にあっては、前々年分）の所得税に係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額並びにその者の前年度分（四月及び五月にあっては、前々年度分）の道府県民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

ロ　（略）

2　（略）